

# 第32回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 3 2 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 (月曜日) 午後 2 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 4 番 吉田武司委員 6 番 加山和義委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請承認について  
議案第 2 - 1 号 農地法第 4 条許可申請承認について  
議案第 2 - 2 号 農地法第 4 条許可申請承認について  
議案第 2 - 3 号 農地法第 4 条許可申請承認について  
議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請承認について

日程第 5 協議事項 ① 3 月の農業委員会総会の日程について  
② その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決  
② その他

日程第 7 閉 会 午後 4 時 0 0 分

出席委員（10名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君	11番	石田秀樹君

---

欠席委員（1名）

7番 齋藤定男君

---

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆さん、こんにちは。ただいまから第32回総会を始めさせていただきます。

本日、齋藤委員欠席の報告がありました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○柴崎会長 皆さん、こんにちは。

今年度の農業委員会の事業が大体終わりました。皆様には、ご協力いただきありがとうございます。あと5回ですが、皆様のご協力によりまして審議させていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、第32回農業委員総会を始めます。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名人ですが、4番、吉田武司委員、6番、加山委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第3条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 農地法第3条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号について補足説明をさせていただきます。

農地を農地のまま耕作する目的で、権利の決定や異動を行う場合、農業委員会の許可が必要となりますが、農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者になりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、市内農業者のAさんが譲受人となります。本家、分家で共同で所有していた通

路部分が、区画整理事業によりそれぞれの所有地に分断されたため、今回の申請に至りました。現在、譲受人が4分の3を所有しており、残りの4分の1を譲渡人が所有していますが、4分の1を譲受人に譲渡し、譲受人の単独名義とするための申請です。

許可要件との整合性についてですが、まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、昨年11月になりますが、事務局で営農証明書を発行した際に、田中委員に所有農地をご確認いただき、違反地、不耕作地がなかったことを確認しております。

これからそのときの写真をお回しいたします。

農機具の保有状況としましては、トラクター4台、脱穀機1台、防除機5台、モーター1台、野菜洗機2台を保有しております。

労働力としましては、譲受人であるAさんご自身は年間従事日数340日、その他の世帯員につきましては、譲受人の配偶者が310日となっております。

農業従事歴につきましては、Aさんご自身が30年、配偶者が25年の従事状況となっております。

続きまして、譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件についてですが、世帯として年間150日以上従事しておりますので、要件を満たしております。

次に、下限面積要件についてですが、現在の経営面積が1万4,682平米所有しており、5,000平米に達しているため、こちらの要件を満たしております。

それから、地域との調和要件になりますが、申請地は現在も譲受人が耕作しており、周辺農地の効率的、総合的な利用も問題はないかと思われまます。

以上を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているかどうかご審議ください。

説明は以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真を回しておりますが、田中委員が11月に調査していますので、田中委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○田中委員 事務局とともに11月に現地を確認を行いました。それぞれの状況が、すばらしい農業を営まれているということを確認し、健全な農地であったことを確認しております。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

写真が回りましたので、この議案につきましてご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

この議案は承認されました。

---

#### 議案第2-1号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2-1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第2-1号 農地法第4条の許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

農地法第4条は、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま自己資金で駐車場や宅地など農地以外に転用する場合の許可申請になりまして、県知事の許可が必要になります。実際の許可権者は県知事となりますが、まず、当該農地のある市町村農業委員会において案件について審議をし、その審議の意見を参考に県知事が許可、不許可を判断する形になっております。

それでは、本案件の申請に至る経緯でございますが、申請者のBさんは会社員で、平日に農作業をすることが困難であり、また、近々狭山市へ引っ越すことになり、通作も困難な状況になります。そんな折、近所で月極駐車場を借りている人が、手狭なため駐車場を貸してほしいとの嘆願がありました。そこで、申請者の自己資金で駐車場を造成した後、月極駐車場として賃貸したいということで申請に至っております。

また、当申請地につきましては、以前、資材置場兼駐車場のよう形態になっておりまして、この申請の前に原状回復を行って、畑に戻しております。

この申請に先立ちまして、県に協議して了解を得ております。

続きまして、転用の概要をご説明いたします。

利用計画図をご覧ください。

申請地は、南側を開口部として、幅3.68メートルの出入口を設けます。場内全体は10センチの厚さで碎石を敷き、転圧して仕上げます。北側敷地境界は、隣地所有の既存のブロック塀4段積みの上に高さ70センチのフェンスを使用。西側敷地境界は、既存の高さ2メートルの鉄板塀を使用し、出入口から3メートルのところまでは、既存のブロック3段積みの上に単管パイプが設置されております。東側隣地境界は、高さ30センチの単管パイプを3メートルごとに設置し、トラロープを横に張って仕上げます。

使用者についてですが、月極駐車場として使用を希望する嘆願書が添付されておりました、1人が2台分を使用する予定になっておりました、こちらに4トンダンプ2台を置くことになっております。

許可要件との整合性ですが、申請目的実現の確実性について、都市計画法や建築基準法などの他法令調整は不要となっております。

計画に係る資金の調達については、見積書、資金調達計画書、残高証明書を確認しており、問題ないところです。

計画面積の妥当性ですが、計画に示された配置に予定台数の収容は適正であると認められ、妥当な面積と判断しております。

周辺農地生産要件への影響について、隣地に農地がないので影響はございません。

計画から発生する被害防除については、トイレ、水道等を設置する予定はないので、こちらも問題ありません。

農地区分についてですが、施行規則44条第2号、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていることに該当し、転用可能な第3種農地と判断可能となっております。

説明は以上です。

○柴崎議長 この議案は、参考人の方を呼んでおりますが、参考人に入ってください前に、ご質問等があったらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、参考人に入ってくださいと思います。

(参考人(C)入室)

○柴崎議長 それでは、よろしく願いいたします。

議案第2-1号の参考人といたしまして、Cさんにお越しいただきました。

Cさん、本日はどうもご苦労さまです。

○参考人(C) よろしくお願ひします。

○柴崎議長 当委員会では、議案として上がりました転用につきまして、参考人の方に総会に出席をお願いし、説明をしていただき、それから委員の皆さんからの質問にお答えしていただくことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、発言は、指名してから発言するようお願いいたします。

それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人(C) よろしくお願ひします。

○柴崎議長 Cさん、お願ひします。

○参考人(C) はい。

本件、この申出の土地につきましては、相続で母親より譲り受けまして、畑として耕作の予定でしたが、周辺が宅地化されて、農薬等の散布も非常に難しいということもございまして、たまたま近くで月極の駐車場を借りている方から、どうしても駐車場に造成して貸してもらえないかと強い要望がありまして、そのようなあれで、今回、ここに申請するに至った次第でございます。

○柴崎議長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、質問へ移りたいと思います。

質問のある方、お願ひいたします。

吉田委員。

○吉田委員 すみません、今日はお忙しいところありがとうございます。幾つか、少し質問させていただきます。

この駐車場、3メートル66センチという間口で、大変狭いところに2メートル20のダンプカーが2台とまるということなんですけれども、この出し入れのときにはどういう形になるんですか。

○柴崎議長 Cさん。

○参考人(C) 前面道路が6メートルありまして、バックで入れるには、出し入れには差支えないと思いますので。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 そのドライバーの方は車か何かで来るのかなと思うんですけれども、車で来た場



合、そこのすぐ前が通学路になっているんですけれども、このトラックの出庫と入庫という  
か、出る時間と帰る時間というのはどういう時間帯になるのでしょうか。

○柴崎議長 Cさん。

○参考人(C) その辺はちょっとまだ確認はとれておりませんが、割合、朝早くとか夜遅い  
というような、出庫、入庫になるだろうと思いますので、事故等のないようなことをでき  
ると思います。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 要望になりますけれども、すぐ入口の目の前が通学路のグリーンベルトになっ  
ていますので、朝の7時半から8時半までがスクールゾーンになって車が入れないというの  
があるので、その時間帯の入出庫は、警察に許可を取ればできると思うんですけれども、そ  
こに児童の数が、かなりの人数が通るので、それはぜひ控えていただければと思います。午後  
の時間帯も、3時から下校の時間が、ほとんど大多数の子供は、200人ぐらいがそこを通  
るので、かなり危険なので、その辺は十分注意してやっていただきたいということを要望し  
たいんですけれども、いかがでしょうか。

○柴崎議長 Cさん。

○参考人(C) じゃ、そのように借主には気をつけるように申入れます。事故を起こさな  
いようにですね。時間帯、また警察の届け出もきちんと出して許可を取る。なるべくその通学  
の時間に出し入れしないような、そんな方法をとってもらいたいような形をしてもらいた  
いと思います。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 そのスクールゾーンの許可を取らないでほしいというお願いなんですけれど  
も、7時半から8時半に、許可を取れば出し入れできるんですけれども、ひとつその辺は、仕事  
の関係で無理かと思うんですけれども、もしそういう出し入れをその時間帯に許可を取っ  
てする場合であったら、一人の運転手さんがやらないで、二、三人でうまく誘導しながらや  
っていただくようなことを心がけていただきたいと思うんですけれども。

○柴崎議長 Cさん。

○参考人(C) じゃ、そのようにまた借主にきちっと申し伝えます。必ず二人で作業、出入  
れするとか、確認をしてやられるようにはしたいと思います。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 本当にそこを二百何十人の子供が通りますので、気をつけてやっていただきますよ

う、よろしく申し上げます。

○柴崎議長 Cさん。

○参考人(C) 確かに通学路ということで、ほかのほうに道路があるものですから、校門が北側のほうの東側にあつて、ずっと通るのがあそこになったんだなということを確認できましたので、その旨、よく借主に伝えておきます。

○柴崎議長 では、よろしく願いいたします。

ほかに質問ある方。

田中委員。

○田中委員 1点、今の吉田委員の質問に付随するのかもしれませんが、これ、図面上、砂利敷きで仕上げているということですよ。市道が前にあるということ、これは南になり、グリーンベルトもあるということで、砂利というのは、非常に車の出し入れのときに流出することが考えられます。その辺の、砂利仕上げがだめというんじゃなくて、砂利の流出等に関しましては、道路上、市道の関係上、管理をしっかりと借主にお願いできればと思います。これは要望ですけれども、ひとつお願いをしたいと思います。

○柴崎議長 Cさん、よろしいですか。

○参考人(C) じゃ、そのところもよく管理を、路面をきれいに、流出しないようにするよに申し伝えます。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

石田委員。

○石田委員 すみません、よろしく申し上げます。

この駐車場の形がすごい縦長ですけれども、この横もまだこの貸主の土地みたいですが、横に広く2台という形ではなくて、なぜこう細長い形になったのでしょうか。

○柴崎議長 Cさん。

○参考人(C) それは、相続でそのような土地でいただいたものですから、隣の土地はそれ以前に相続で駐車場に利用していたということもございまして、隣も、はっきり言いまして、申請人の土地ですから、はみ出して使うようなこともあり得ると思いますが、その辺はまた将来的にもうちょっと変えてくるかもしれません。

○柴崎議長 石田委員、いいですか。

○石田委員 計画どおりに施工はしてもらえるようにして、はみ出さないようにしてもらおうようにお願いしたいんです。出し入れはかなりしづらいと思うので、出し入れの際は交通に十

分注意してもらわないと、この形、結構大変ではないのかなと思いますので、ぜひその辺はよろしくをお願いします。

○柴崎議長 よろしくをお願いします。

ほかに質問ある方。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

私から1点。

今、申請地のところに家がありまして、その家を今壊していますよね。それは何か関係あるんですか。Bさんという方の自宅なんですか。

○参考人(C) 申請人の自宅で、相続で、住んでいたんですが、子供さんが狭山と川越のほうに勤めていまして、それで、なるべく近いほうがいいだろうということで、そこは底地が相続で、兄弟、妹さん二人の底地が相続されていますので、それで明渡して、申請人は狭山のほうに引っ越しをするということになりましたので。

以上でございます。

○柴崎議長 その壊したところは、更地にするということですね。

○参考人(C) 更地にして、どのように利用するかは、確認はできておりません。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは、質問はないようなので、本日はどうもご苦労さまでした。

以上で終わります。

○参考人(C) ありがとうございました。よろしくをお願いします。失礼します。

(参考人(C) 退室)

○柴崎議長 この件につきまして何かご意見等あったらお願いしたいと思います。

○吉田委員 質問ですが、駐車場、これ、先ほど田中明委員が言っていた、入口が砂利敷きなんですけれども、普通、2メートルだか3メートル、何か舗装しなきゃいけないとなっていたんじゃないかなと思います。砂利が出たりするので、対策しなければならないとなっていたと思います。

○事務局(青木) 道路安全課に確認いたします。

○柴崎議長 要するに、道路安全課と協議してあるかどうか、協議してあれば別に問題ないわ

けでしょう。

○事務局（青木）　そうです。協議してあれば問題ないんですが、確認します。

○柴崎議長　では、確認してもらって、舗装しなくちゃならないのであれば舗装をお願いします。

ほかにご質問等よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長　それでは、採決に移りたいと思います。

この議案が許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長　全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

#### 議案第 2 - 2 号 農地法第 4 条許可申請承認について

○柴崎議長　続きまして、議案第 2 - 2 号 農地法第 4 条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長　補足説明をお願いします。

○事務局（高橋）　それでは、議案第 2 - 2 号について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を自己資金で農地以外のものに転用するための申請です。

まず、申請の経緯について説明いたします。

申請者の D さんはご高齢で、耕作、通作が困難な状況となっており、もう一人の申請者の E さんも、ほかに仕事を持っていて、休日に管理することで精いっぱい状況です。そのような折に、申請地の 2 筆隣の調整区域内の駐車場を使用中の株式会社 F が、事業効率の改善及び経費削減を理由として、現在使用中の戸田市内の駐車場を返還し、申請地に移るため、申請者の自己資金で駐車場を造成した後、株式会社 F に貸出しすることで賃貸借契約の合意に至ったことから、貸駐車場を目的として転用の申請が出されました。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は、北側と西側にそれぞれ 8 メートルの開口部を設けます。場内全体は掘削し、15

センチの厚さで砕石を敷き、転圧します。また、出入口付近については、コンクリート舗装で仕上げます。

なお、西側開口部につきましては、当初、15メートルにしたいとの意向を示されておりましたが、道路安全課の指導により、8メートル以内にしてもらいたい旨、代理人を通して連絡したところ、指導方針に従って西側開口部も8メートルにさせていただけることになりました。

また、北側開口部につきましては、県の許可が必要となり、先週月曜日に朝霞県土事務所に確認しましたところ、まだ許可はおいていないが、特に問題なく許可見込みであるとの回答を得ております。

周囲につきましては、北側道路境界と西側道路境界には、重量ブロック2段から3段積みを用い、その上にメッシュフェンス1.5メートルを、東側水路境界にはプレキャスト擁壁1.5メートル及び重量ブロック2段積み及びメッシュフェンス1.5メートルを設置。南側隣地境界には、重量ブロック3段積み、5段積みを用い、その上にメッシュフェンス1.5メートル、それから目隠しフェンス2メートルを設置予定となっております。

使用予定業者である株式会社Fは、一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業等を主たる業務とし、本店所在地は東京都板橋区高島平7丁目\*\*番\*\*号となります。現在、戸田市笹目8丁目\*\*番\*\*号に4トントラック9台、2トントラック7台、軽車両1台を駐車し、和光市下新倉五丁目\*\*\*番\*に4トントラック15台、2トントラック4台を駐車していますが、そのうち戸田市内の駐車場にとめてある17台を今回の申請地に収容予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず、駐車場ですので、他法令との調整は必要ございません。

また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、現在利用中の戸田市内の駐車場の面積は1,012平米で、申請地の面積は1,004平米ですが、戸田市内には約30平米の事務所と約150平米未満の積荷置場が設置されており、申請地にはこれらは移転しないとのことですので、それを踏まえた上で、計画面積が妥当かどうかご判断ください。

周辺農地につきましては、隣接している農地はございません。

計画から派生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

なお、今回は農地法第4条の申請ではありますが、使用予定業者であるFが現在使用中の和光市の調整区域内の駐車場に簡易トイレが設置されているのを確認しましたので、これについて撤去をしていただくよう、代理人を通して指導いたしました。

しかし、これにつきまして、過去に農地転用の許可を得て駐車場にした際に、今回の使用業者と異なる業者が適法に許可を得て簡易トイレを設置したということを主張しており、今回、この簡易トイレについては撤去はしていただけないとの回答を得ております。

また、先ほども説明いたしましたが、現在使用している戸田市内の駐車場には事務所が設置されておりますが、これについては申請地に持ってこないで、プレハブや簡易トイレは申請地には設置しないとの説明を受けております。

それから、現在使用中の和光市の調整区域内の駐車場には防犯灯や防犯カメラが設置されておりますが、申請地には電気や水道は設置しないと代理人から説明を受けております。

最後に、農地の確認についてですが、農地法施行規則第43条第1項、雨水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設が存することに該当し、原則として転用可能な第3種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

トイレが置いてあるということですが、4条であれば不許可相当にはならないということですね。

○事務局（高橋） そうですね。現在の県の見解に従えばそのような形です。

○柴崎議長 県は、4条許可申請の件は全部同じ見解ですか。

○事務局（高橋） 今回の件に関しては、まだ県にそういう個別の相談はしていないんですけども、これまで確認してきた内容では、4条の場合は、その他法令というところだけ考えたとしても、それで不許可相当という判断は難しいかなという話は伺っております。

○柴崎議長 どうでしょうか。参考人が来る前に、こちらの考え方を確認しておいてよろしいですか。

吉田委員。

○吉田委員 以前もこの話でも議論しました。1回、こう違反しているんだけどいい、これは違う申請だからこっちとは関係ないと言って許可相当としたときがあって、その次にこういう案件が出たときには不可だと言って直させたというのがありました。だから今回ま

た、これは違う案件だから許可相当と言っても良いことになります。あのとき、1回許可相当とした事例があるのに、今度は不許可相当というのはおかしいでしょうと言ったら、これは許可相当にできないと言って直させて、許可相当としているでしょう。

だから本当は、そこで、どっちにするのってあのときに議論したときに、これはもうこれからはだめなんですよと言ったんだから、これは議論の余地がないと思います。これは議案として上程されること自体がおかしいと思う。そのように言ったんだから、これは上程されるということは、今度はいいということで済むのかという意味になります。

そういうふうと言って、前回のときは直させないと上程されなかったのだから。それを今回上程されたというのが、許可相当にするために上程されたということになりますし、第一、さっきの説明で、戸田には事務所が、まだプレハブがあって、荷物があって、話の内容で、経費を抑えるためにこっちに引っ越してくると言ったのが、事務所とかそういうのは向こうに置いたままというのはおかしいと思います。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 事務所については、今、高島平に本社があるので、そちらに移すというか、そこにあるものに関しては、そちらに持っていくような説明は得ております。戸田は、今、手前はただの駐車場で、その奥のほうは、大きな倉庫みたいなものになっていて、その中に、駐車スペースと積荷を置くスペースと事務所のスペースというような形で設置されているような状況です。

○吉田委員 事務所経費とかそういうのを抑えるためにこっちに引っ越してきますと言って、そっちに事務所をそのまま残しておいたらおかしいし、それはそれで置いておいても、今回の、その違反していて、この議案が上程されるのがおかしい。普通だったら上程されないでしょう。上程されたら許可相当になってしまうのではないですか。

○事務局（青木） 補足ですが、4条と5条の考え方が何かそういう形で変わって、4条でも借り主が決まっている場合は5条申請をしてくださいという県の考え方があったので、そのときは他法令違反状態があると受けけないという形だったんですけれども、ここで見解がもとに戻って、申請人等で、その申請人の費用で転用をする場合は4条で申請してくださいという形になって、そういうところからまたもとに戻ったような形になったので、他法令違反をもって不許可相当とはしませんよというような、またそういうような見解になったので、今回は受けをしたという形になります。

○吉田委員 では、結局、毎年それで、また今度そういうふうに見解が変わったら判断も変わ

るのですか。

○柴崎議長 以前そのうやむやなところを、5月か6月ぐらいに県に確認して、結果を出すと  
言っていたんだよね。そして、そのままそれで現在に至っていますね。

○事務局（渡辺） 以前に事務局で県に確認した4条と5条の考え方、回答としてもらったも  
のでお示しさせていただいて、今、青木主査から説明したような内容を報告させていただい  
ければと思います。それに基づいて、委員の皆様から、もうちょっと分かりやすいような、概  
要版といいますか、そういった形の資料を取りまとめてほしいといったようなご指示をいた  
だきました。それを受け、事務局でその内容をまとめ上げて、県にその内容を確認してい  
ただいて、それでまたお示しをさせていただきたいと考えております。

今になってしまっているわけで大変恐縮なんですけれども、今回の申請内容につきまして  
は、現在県がその4条の考え方に基づきまして、申請を受理いたしまして、今回、議案とし  
て提出をさせていただいた次第になります。

○柴崎議長 和光市農業委員会としては、方向性を示さないといけないですね。

吉田委員。

○吉田委員 だったら市の農業委員会は要らないことになってしまいます。県でやってもらえ  
ばいいことになります。こういう許可は、県でどうですかと、こういう違反があつてこうな  
んだけれども、県で判断してくださいと言えばいいことになってしまいます。前回のときだ  
って、これはどういうことなのと、ちゃんと資料をまとめてもらって報告をもらって、今回  
のこういうのはだめなんですよというのは上程され、そのようにやっていきますと和光市農  
業委員会はと決めたのに、またこうやって上程されるのだから、だったら県からのその報告  
書をまとめた資料をもっとちゃんと出してから上程すればいいではないですか。

○事務局（渡辺） 確かに吉田委員のおっしゃるとおり、そこはまた明確にお示してきた上  
で上程できれば、当然、一番いいのですが、そのタイミングが今、遅れてしまっているとい  
うことと、申請行為があつた以上、書類が揃っているということでありましたので、行政手  
続上、それを受理しなければならないとなります。

既存の制度では、市町村の農業委員会が意見を付して県に進達するという制度上の手続で  
行っておりまして、この申請行為があつたものにつきましては、それに従って処理をしなけ  
ればならないという形になっています。ですので、確かにおっしゃるとおり、県の意向で左  
右されてしまうというところがあるのは事実なんですけれども、手続としてこういう形で進  
めなければならないというのが現状となっております。



○吉田委員 ここ最近じゃないけれども、かなり前は、違反業者がやっていた場合は、次、同じ申請をするときには受け付けないというふうになっていて、受け付けなかったのも結構あったんですけども、今は、こういう書類の不備がなくて、ちゃんとできていて、そういう違反があっても受け付けるということですか。

○事務局（渡辺） 違反があったといいますか、例えばこれが5条ということになりますと、それ自体は勘案しなければならないことになりまして、事務局の段階で申請受理はしないと思うんですけども、今回、4条ということと、前提として、県では、他法令違反、それだけを理由に不許可相当はしないという見解をしているんです。農地法上の違反があれば、当然それは確実性というところで難しいんですけども、現在の県の見解では、他法令違反のみで不許可にする条件にはならないといったことになりまして、それを加味して処理いたしますと、申請行為自体を受け付けないということが行政不服の対象になる可能性もありますので、その手続を進めなければならないというのが現状です。

○吉田委員 では昔もあったんですけども、和光市農業委員会は、トイレぐらい置いていいですって決めちゃいましょうよ。昔もそういうふうに意見を言った人がいたけれども、和光市では、こういうときにはトイレを置いてもいいですよと決めちゃえば、別にいいのではないですか。だから、事務所もいいですよ、こんな何平米だとかなってしまいかもかもしれませんが。だめだ、いいだと、何回も繰り返したら、どれが本当なのか分からなくなってしまいます。何回も繰り返しているのですよ。

○事務局（渡辺） その辺の見解のずれを是正するために、一昨年、27年からそういった県とのやりとりを進めていて、その状況が今の状態というふうになりまして、明確にこうだということでも申し上げられなくて申しわけないと思っておるんですが、当然、事務局で、今、トイレを置いていい、事務所を置いていいと明確に基準に設けることは難しいと考えております。

○柴崎議長 農業委員会で反対ですと考えるも構わないわけでしょう。

○事務局（渡辺） そうです。

○吉田委員 まあ、でも、トイレぐらいはこれからはいいのではないのでしょうか。

ただ、ここは、いいだ、悪いだ、いいだ、悪いだと行ったり来たりするのがおかしいでしょうと言っているんです。さんざん、この間、だめだ、いいだと言って、この間、認めたじゃないかと、いや、今度はだめなんだ、絶対だめなんだ。今度はいいんだとなってしまう。

○事務局（渡辺） 当然、進達の際は、委員会の中でこういった意見があったということも含めて、県には報告したいと考えております。最初から説明しているとおり、この申請につきましては、4条申請であり、トイレのところは懸念材料ではあるのですが、今現在の県の見解では、そのトイレをもって不許可とはしないという見解に基づいて受理いたしまして、受け付けさせていただいております。その辺をご勘案いただいてご審議いただければと思いますが、このように委員会の中で皆様からご意見、考え方もそうですし、ぶれがあるといったところも含めて県のほうにはお伝えしたいと思っておりますので、その点を加味していただきましてご審議をいただければと存じます。

○吉田委員 これは、県は不許可にはしないということでもいいんですか。

○事務局（渡辺） 今回の県が持っている見解では、その可能性が高いとまでしか言えません。実際これが上がってみて、県がどのように判断するか分からないんですが、今、県が言っている説明ですと、そのようになる可能性が高いのかなと認識しております。

○吉田委員 これ、今回そういう認識があつて不許可にしないというのがあつて、もし和光市の委員会でいいですよと出して、向こうで不許可になった場合は、和光市の農業委員の立場がなくなるんじゃないかと思うんですけれども、だからその辺をはっきりしてもらってからこういうのを出してもらわないとなりません。

どうなんですか、会長。

○柴崎議長 要するに、今トイレがあるところの許可のときに、トイレを置いてもいいと言われることを理由に撤去を拒否されたとか、その辺がちょっと不自然ですよ。

○事務局（高橋） ちょっと今、会長からご説明いただいた部分なんですけど、今、トイレが置いてあるほう、今回の申請地から1つ区画を挟んだ隣の場所なんですけれども、そこを、ちょっと古い時代ですが、20年ほど前に許可を得た際に、トイレを置いていいという許可を得たといったような説明を申請者側がしているんですが、そのとき、当時農業委員を務めていた方から、総会の中で当時の会長から、トイレぐらいは認めてもいいといったような発言に基づいて出されたといったような説明がありました。ただ、それが、正直、かなり前の話になりますので、今現在、文書の保管処理年限を超えておりまして、残っておらない状況であります。それ自体が確認できない状態になっております。

ですので、それ自体は、今回のこういう審議の中での判断材料としてはなかなか難しいかなと思ひまして、さわりだけを説明申し上げた形なんですけれども、そのような経緯があつたということを申請者側が主張といいますか、説明されているというのが現状であります。

○吉田委員 絶対あり得ないでしょうね。そういうふうに、後で、議事録がないからだと言ったら、言った者勝ちになっちゃう。そう主張しちゃえばいいということだね。

○柴崎議長 皆さんとしてはどうでしょうか。今、参考人を呼ぶ前に、どっちにしようかと。

○加山委員 私は、県のほうに合わせたほうがいいと思うんです。許可相当であると。私の考え方はそういうことなんです。

○柴崎議長 賛成と。

○加山委員 県が、だって、許可相当というんだったら、ただ許可をおろすかどうか、分からないと言っているんですけども。

○事務局（渡辺） 当然、決定行為を行うのは県側でありますので、当方から明確なことは言えないというふうになりまして、現在の見解ですと、その可能性があるのかなという認識です。

○柴崎議長 4条はいいよというふうにこれからずっといくということなんですか。

○吉田委員 また変わるんでしょうね。

許可相当ということでもいいんじゃないですか。だって、県が不許可相当ではないというのに。会長は、そのトイレのことをきちんと言ってもらうということをお願いします。

○柴崎議長 申請者に明確に伝えることとします。

○吉田委員 それは今はないですよというので、今回のときは絶対にトイレの設置はやらないでねと。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 今回、このこれから来る代理人は、今、この申請地の近くにある駐車場のほうのその状況等については余り実は深く分かっていないというか、確認をされていないような状況で、あくまでも今回来る代理人は申請地についての代理人という形になっているんですけども、その代理人とこの申請者との間にいらっしゃる仲介業者が、その隣接しているところの駐車場の状況について、こういう状況だったので、先ほど渡辺統括主査が説明したような、要するに、その当時の会長が、上げてもいいというようなことを言ったんだということをおっしゃっていて、あくまで、ここは調整区域なので、都市計画法上、こういう簡易トイレとかプレハブというのは置ちゃいけないというルールになっているということは、建築課の確認をとりまして、その判断は、今もその当時も、都市計画法がある以上は変わらないということなので、それを置いていいということではないということなんです。

です。ですので、その当時の農業委員会の判断がどういうものだったかというのが、ちょっと確

認ができない部分もありますし、仮にもし農業委員会がその当時オーケーだというふうに言っていたとしても、現状で考えて、現状、都市計画法でこれを置いちゃいけないよというふうになっているのに、農業委員会が、いや、置いていいんですよとは言えないので、それは現状で考えたときに、これは都市計画法上だめなので撤去してくださいよということは、その仲介されている業者にこちらからお伝えはさせていただいたんですけども、その方はあくまでその当時のことを主張されて、それはおかしいんじゃないのかというようなことを言われていたということなんです。

あともう一点は、別に今回の申請の許可を通そうとしているわけではないのですが、今回使われる業者がこのトイレを置いたということではなくて、そのときに許可を受けた業者がトイレを置いて使っていて、そこを使わなくなったのを今の業者が借り受けたという、そういう立場もあるので、そういう意味では、もともとの、今の地権者にも当たるんですけども、その業者が設置してしまったというところに関して、今使っている業者に対して、なかなか指導しづらい部分もあるというところはあるかとは思っています。

ですので、今回、この申請地を申請した業者が、例えば何年か前にその許可を取っていて、そこにプレハブとか簡易トイレを置いていたら、それはうちも認めているわけではないから、これは撤去してもらわないとまずいですよという理屈になるかなとは思っていますけれども、ちょっとそこが微妙なところといたしますか、指導も難しく撤去をお願いしますというぐらいしかちょっとできないなという部分もありまして、先ほど渡辺統括主査も説明しましたが、書類として基本的に揃ってれば、事務局としても、これがあるから受理できませんと言うことはできないので、今回はちょっとそういう形で受理をした上で、農業委員会としての判断を入れるといった状況になります。

○柴崎議長 参考人の方に入ってもらってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、お願いします。

(参考人(G)入室)

○参考人(G) HのGです。きょうはHの代理で、よろしくお願いします。

○柴崎議長 HのGさんですね。

○参考人(G) はい。

○柴崎議長 本日はどうもご苦労さまです。

当委員会では、転用として議案に上がったものに対しまして、参考人の方に来ていただき、

説明と委員からの質問にお答えしていただくようになっていきますので、よろしくお願いいたします。

それから、発言は指名してからお願いいたします。

それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人（G） 今回の申請は、地主さんのほうが高齢ということで、農地を管理し切れないということで、何とかならないかということで気をもんでいたところ、運送会社の方が、一括して広い土地を借りたいという方がいらっしゃって、その方と折り合いがついてこの申請となったものです。

特に運送会社さんも手広くやられている会社さんですし、経営状況も良好ということで、地主さんのほうも、それであれば、間に入っていただいた不動産屋さんを通して話が進み、今回の申請となりました。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問のある方、お願いいたします。

ありませんか。

○吉田委員 すみません、ここの通りは、北側の通りが県道になっていて、大変交通量が多いところですし、あと西側の入口のところもバス通りになっていて、この信号が早く変わったりにして渋滞するところなので、出入りには十分気をつけていただきたいと思うんですけども、その辺の対応とか、何か考えられていますか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 当初は、そのコンビニエンスストアの間の通りというところも、そういう混むという理由もあって、もうちょっと広くとりたかったそうなんですけど、どうしても道路から8メートルお願いしたいということで、ちょっと狭くしたので、借りる人としては、本当はもう少し広くとりたかったようなんですけども、この広さで何とか出入りができる、現地を見て、実際、ドライバーの方が、8メートルなら何とか大丈夫だろうということで話していますので、特に対策とかはないんですが、メインの入口としては、水道道路のほうからの出入りがメインとなりまして、あと、現在借りている駐車場というのがこの何枚か横になりまして、そちらからの出たり入ったりもあるので、そちらに利用すると言っていたので。

○柴崎議長 よろしいですか。

吉田委員。

○吉田委員 では、出入りには十分気をつけていただいて、よろしくお願いします。

○参考人（G） はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、次に私から。

戸田からこちらに移ってくるんですか。

○参考人（G） はい。

○柴崎議長 戸田に何か事務所とかそういうものがあるというふうに伺っているんですが、そういう建物とかは、確認ですけれども、こちらには持ってこないということによろしいでしょうか。

○参考人（G） そうです。はい。それは、たまたま戸田のほうであいているところがあるということで借りたところが、たまたま事務所があったというだけで、事務所がどうしてもなくちゃいけないということではないということなので、それは問題がないのを確認しております。

○柴崎議長 はい、分かりました。

それから、ちょっと話が飛んじゃうんですけども、今、隣というかこちらに駐車場がありますよね、借りているところ。そちらに関しては何かご存じですか。

○参考人（G） Iさんというところが以前所有していて使っていたそうなんですけれども、そこを今、Fさんのほうでそのまま借りているという状態なんです。

○柴崎議長 そうですか。わかりました。

ほかに質問ある方。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、質問がないようなので、本日はどうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

（参考人（G）退室）

○柴崎議長 それでは、ご質問、ご意見等あったらお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、この議案は許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 賛成多数で承認されました。

○吉田委員 いいですか。

○柴崎議長 はい。

○吉田委員 書類は、ちゃんと和光市農業委員会の意見をつけて県のほうへ進達するようにお願いします。

○柴崎議長 全員賛成じゃないと。

○吉田委員 全員賛成ではないというものをちゃんとつけて県へ出すんですよね。

○事務局(高橋) はい。

○柴崎議長 全員賛成じゃないということでお願いします。

○事務局(高橋) 反対された委員さんもいらっしゃったということで、それは、その意見は、もちろん賛成多数で許可相当になったということで、進達はさせていただきたいと思います。

---

#### 議案第2-3号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2-3号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第2-3号 農地法第4条の許可申請承認について補足説明させていただきます。

本案件の申請に至る経緯でございますが、申請人は、居住地が申請地から遠く、通作することが困難な状況であります。また、無職のため生活資金の調達を考えていたところ、練馬区でとび・土木業を営んでいる株式会社Jが、現在使用している練馬区早宮の2カ所の資材置場・駐車場の立退きを求められており、和光市周辺で資材置場兼駐車場を探していることを知りました。そこで、母から融資を受けて自己資金という形で、資材置場兼駐車場を造成した後、株式会社Jに一括貸しすることで賃貸借契約の合意に至りましたので、申請がなされたものになります。

転用に係る概要ですけれども、申請地は、北側を開口部としておりまして、幅5メートルの出入口を設けます。場内は、既存の地盤を整地、転圧した上で、厚さ15センチの砕石を敷き、転圧して仕上げます。北側及び東側敷地境界は、高さ1メートルのパイプ柵を新設します。西側敷地境界、コンクリートブロック3段積みの上に、高さ1メートルのアルミフェンスを新設します。南側敷地境界は、隣地の既存で設置している重量ブロック3段積みの上に高さ1メートルのネットフェンスを使用します。前面道路については、道路安全課と協議しており、出入口に砂利を入れて補強し、穴が掘れたときの対応を考えております。

使用業者についてですが、株式会社Jで、特に土木業を主たる業務としております。本店所在地は東京都練馬区早宮\*-\*-\*、現在、練馬区早宮\*-\*-\*-\*と早宮\*-\*-\*-\*に資材置き場駐車場を借用しております。

当該地には、3トントラック5台、軽トラック3台、軽ワゴン2台、普通自動車1台、原付2台、足場パイプ、鉄板枠、型枠材などを収容予定となっております。

許可要件との整合性になりますけれども、申請目的実現の確実性は、都市計画法や建築基準法などは計画がないので、他法令調整は不要となっております。道路面、水路面に関しては道路安全課と協議しております。特に問題ないとなっております。

計画に係る資金の調達については、見積書、資金調達計画書、残高証明書、融資証明書を確認しており、問題ないです。

計画面積の妥当性ですが、土地の利用計画図から、妥当と判断しております。

周辺農地生産要件への影響ですが、西側隣地農地部分については、コンクリートブロック3段積みとアルミフェンスを設置するため、砂利等の飛散、通風、日照に配慮しており、許可の見通しとなっております。

用排水や公衆衛生等、他の地域への影響については、水道、トイレの設置はしないので、影響は少ない見通しとなっております。

計画から派生する被害防除については、誓約書において計画どおりの利用を確約しており、周辺への被害は抑制されると考えられております。

隣地農地所有者の同意ですが、南側隣地農地所有者、Kさんから、何ら異議なく同意を得ております。

農地区分についてですが、施行規則第43条第2号、インターチェンジの出入口から300メートル以内に該当しており、転用原則可能な第3種農地と判断されるものとなっております。説明は以上です。



○柴崎議長 ありがとうございます。

こちらも参考人の方を呼んでいますが、参考人を呼ぶ前にご意見、ご質問等、お願いします。

よろしいでしょうか。

現地を見たんですけれども、ごみ置場みたいになっているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。申請する前に、とりあえず基本的にきれいにしてもらうのが本来だと思うんですけども。

○事務局（青木） 今、物置とか設置されていると思うんですけども、こちらはすぐ撤去するというので、看板も設置されておるんですが、遅くとも今週中には撤去いたします。

○柴崎議長 それは確実にやってもらえるわけですか。基本的にきれいな形にしてもらわないと、今までは、全部、申請とかは別に受付はなかったでしょう。

○事務局（青木） そうですね。そういった形で、確実にきれいにするというので受付はしました。

○柴崎議長 進達というのは、それが終わったのが、これを今日審議して、明日か明後日に県に持って行くわけでしょう。その後に、処理するということですね。普通はその前に処理しなければならない。

○事務局（青木） そうですね。すぐに処理するという予定だったんですけども、ちょっと、遅れてしまったという形になっています。

○柴崎議長 その辺のところをちゃんと指導するようにお願いします。

○事務局（青木） はい。

○柴崎議長 よろしいですか、では入ってもらって。

（参考人（L）入室）

○参考人（L） Lです。よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 申請人のMさんの代理人といたしまして、お母様のLさんにおいでいただきました。

では、Lさんご苦労さまです。

○参考人（L） はい、よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 本委員会では、議案として上がりました議案につきまして、参考人の方に来ていただき、説明をしていただき、それから質問に答えていただくようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○参考人（L） よろしく願いいたします。

○柴崎議長 それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人（L） はい。

申請を出した理由なんですけど、私は所沢市の小手指に住んでおります。申請の土地は、耕作するのが大変であり、無職のため生活資金を調達したり土地の有効利用を考えておりましたところ、駐車場として借りていただける業者が見つかったため、農地転用の申請に至りました。

また、その業者さんは、練馬区早宮\*-\*-\*に本社を置きます、とび・土木事業を行っているJさんという会社でございます。そこの私どもの土地のJさんと折合いがつきまして、畑の農地転用の許可を申請いたしました。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問がある方、お願いいたします。

どなたか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、ちょっと私から。

今、ちょっと現地を拝見したら、いろいろ何か物が山積みになっているんですけども、あれはどういうことなんでしょうか。

○参考人（L） あれは、私、所沢の小手指に住んでいるものですから、ちょっと耕作に来るのが大変だったものですから、ちょっとあそこの土地を、知り合いの方を通じまして、借用したいという方がいらっしゃったんですよ。その方にお貸ししたんですけども、ちょっと私の監督が不行きだったんですけども、知らない間に何か工作物のいろんな部品を置いてしまったんですよ。それで今、ちょっときょうもお話ししたんですけども、早急に片づけるということでお話がついておりますので、きょうも先ほど見に行きましたら、少しずつ今片づけておりますので、その点は大丈夫でございます。

○柴崎議長 そのときに、申請を受ける場合は、畑の形にしていただかないとうまくないんですよ。

○参考人（L） そうですね。申訳ございません。ちょっと監督ができなかったもので、申訳

ございませんでした。早急に片づけておりますので、二、三日中には片づけますので、申しわけございませんでした。

○柴崎議長 はい。お願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、質問がないので、どうも本日はご苦労さまでした。

○参考人(L) どうもありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、失礼させていただきます。よろしくお願いいたします。どうも本日はありがとうございました。

(参考人(L)退室)

○柴崎議長 ご意見、ご質問等あったらお願いします。

加山委員。

○加山委員 添付書類の中に、坂下土地改良区の意見書ということがありますけれども、内容はどんな内容なんですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局(青木) 坂下土地改良区環境保全組合の意見書につきましては、何ら異議なく同意されているところでございます。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決にいきたいと思えます。

この議案が許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

この議案は承認されました。

---

### 議案第3号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 議案第3号について、N委員が申請人となっております。和光市農業委員会規則第10条に、農業委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと議事参与の制限が定められています。このため、当議案の採決が終わるまでN委員に退席をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(N委員退席)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第3号 農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

農地法第5条許可申請は、市街化調整区域内の農地において、権利の移転設定を受ける者の資金により農地以外のものに転用するための申請で、県知事の許可が必要となります。判断する許可基準については、農地法第4条許可と同じ内容になります。

本案件の転用申請に至る経緯ですが、賃貸人は申請地においてこれまで母親と二人で耕作してまいりましたが、母親が高齢となり、二人で耕作することが困難になっておりました。そんな折に、運送業を営むOが、市内で借り受けている事務所・駐車場用地の返還を求められ、駐車場用地を探していることを聞き及びました。新たな事務所用地から近く、便利であるので、賃借人が用地を借り受け、賃借人の資金で造成を行う計画で、賃貸借契約の合意となり、申請に至ったということになります。

転用に関する概要ですけれども、申請地は、西側を開口部としまして、10メートルの幅の出入口を設けます。こちらについては道路安全課と協議済みでありまして、大型トラックをとめるため、8メートルとされている出入口ですけれども、それよりも広く設定されておりますが、こちらは協議済みとなっております。ポストコーンが出入口に2つ設置されますが、こちら道路安全課の指導による設置になります。駐車をするためのコーンを設置するということになります。

そして、場内は50センチほど掘削しまして、15センチの厚さで碎石を敷き、転圧して仕上げます。出入口付近については、出入口から5メートルほどコンクリート舗装をします。周囲は、出入口部分を除いて、重量ブロック3段積みと、その上にネットフェンス1メートルを設置します。

使用者のO株式会社ですが、一般貨物自動車運送業を主たる業務としておりまして、本店所在地は東京都墨田区太平4丁目\*番\*号、現在は和光市新倉五丁目\*番\*\*に和光営業所があり、事務所駐車場として利用しておりますが、返還を求められております。

事務所用地としまして、新倉四丁目\*\*\*\*番、和光北インター地域の\*街区\*画地になりますが、今回の議案書にもある会長専決の第2号になりますが、こちらを借りております。駐車場用地として、和光北インター地域の\*街区\*画地、こちらは11月25日に5条の届出が出ておりますが、こちらを借りる予定になっております。

当申請地には、2トン車が6台、3トン車が2台、3.05トン車が1台、3.1トン車が1台、3.35トン車が2台、通勤用乗用車が2台の合計14台を置く予定になっております。

許可要件との整合性ですが、申請目的実現の確実性につきまして、都市計画法や建築基準法の他法令調整は不要となっております。

計画に係る資金の調達については、見積書、資金調達計画書、残高証明書を確認して、問題ありません。

計画面積の妥当性ですが、土地の利用計画図から、妥当と判断しております。

周辺農地生産要件への影響ですが、南側農地部分については、重量ブロックとネットフェンスを設置することで、砂利等の飛散、通風に非常に配慮しており、影響は少ないものとしています。

用排水や公衆衛生等、他の地域への影響ですが、水道、トイレの設置はしないので、影響は少ない見通しとなっております。

計画から派生する被害防除についても、同じように、水道、トイレは設置せず、誓約書において計画どおりの利用を確約しておりますので、周辺への被害は抑制されると考えられております。

隣地農地所有者の同意ですが、南側隣地所有者のPさんから、何ら異議なく同意を得ております。

農地区分については、施行規則43条第2号、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に高速自動車道の出入り口が存する状況にありまして、原則転用可能な第3種農地と判断の内容となっております。

また、坂下土地改良区環境保全組合からも、何ら異議なく同意がされております。

説明は以上となっております。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案も参考人を呼んでおりますが、参考人を呼ぶ前に何かご意見、ご質問等あったらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、参考人を呼んでください。

(参考人(Q)入室)

○柴崎議長 よろしくお願ひします。

議案第3号の参考人といたしまして、有限会社Qさんにおいでいただきました。

Qさん、本日はどうもご苦労さまです。

知っていると思ひますが、概要を説明していただき、内容から質問にお答え願ひします。

それから、発言は指名してから願ひいたします。

それでは、Qさん、願ひします。

○参考人(Q) 今回、駐車場として申請させていただいた場所なんですけれども、今回、借手がつきまして、Oさんという会社が借りたひということ、一般貨物、車を置きたいということ、運送業なんです、そちらの会社が、同じ和光の新倉五丁目に現在駐車場を借りていて、そこが、半分はRという会社、これは運送業なんです、それから一般の方、あと半分はSさんが、朝霞の方の持っている方が、ここで契約が切れちゃうんですね。出なきゃいけないと。1つは2月いっぱい、1つは8月いっぱいに出なきゃいけないということで、Rさんは、自分のところでも、今回、今度使うと、出なきゃいけないということで探して、ここのNさんに声をかけましたら、どうですかということ、借りたひ人がいるんですということで話したら、うちのほうも親一人子一人、なかなか大変なんですけれども、お母様も95歳と高齢になっていて、それで、このまま畑を維持していくのが難しいと。一生懸命やっているんですけども、なかなか手が回らないので、であれば、きちんとした会社であれば借りてもらえればということで今回お話しいただきましたので、申請させていただきました。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問にいきたいと思ひます。

質問がある方、願ひいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、1つだけ。

この隣地が10メートルになっていますけれども、これ、一般の市の指導が、8メートルが標準になっているんですけども、10メートルで特に何かあるんですか。

○参考人（Q） はい。車だけなので、それと入口のところ、どの方も協議させてもらったんですが、斜めに線を引いてありまして、ほかの車をとめられちゃうと、今度、出入りに支障を来すものですから、大型のをちょっととめさせてもらうので、10メートルあれさせてもらいたいということで協議もさせていただいて、それから、入口のところの図面がさっき手元にいっていると思うんですけども、そういうものもつけてくれということで指導がありましたので、それで一応、また確認していただいても結構ですけども、それでやらせてもらうということでご理解いただきました。

○柴崎議長 ポストコーンというのは、市ではなくて施工するほうでつけることでよろしいですか。

○参考人（Q） そうですね。支障を来さないようにということで、入口ですね。そこだけちょっと広がっているものですから、ほかの車をちょっと置かれちゃうと困るなということで、出入りに支障を来すものですから、とめられないようにということで、そういうコーンをつけてくれということで、一応そのとおりにつけさせて、指導に従ってやらせてもらいます。

○柴崎議長 それからあと、Qさんの物件に多いんですけども、変更とかはないですね。

○参考人（Q） ないです。

○柴崎議長 ちょっと念を押すようですが。

○参考人（Q） ええ。ご迷惑をかけましたので、今後気をつけてまいりたいと思います。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 すみません、1つ、今、Qさんが、大型も置くと言われたんですけども、大型と書いていないんですけども。

○柴崎議長 Qさん。

○参考人（Q） いや、それは一時的にちょっと置く場合もあるということで、ずっと置くわけじゃないんです。ほかのところも、大型を置くところも既に借りていますので、それから事務所も北インターの中だと、その中でもう手配済みにしてありますので。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 分かりました。一時的に置くということですか。はい、分かりました。

○柴崎議長 では、とにかくもう一回聞きますけれども、この図面どおりですね。

○参考人（Q） はい、そうですね。

○柴崎議長 では、わかりました。よろしくお願ひします。

ご質問ある方。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいですか。

では、他に質問がないようなので、ありがとうございます。

どうもありがとうございました。

(参考人(Q)退室)

○吉田委員 適切に施工するよう指導しておいたほうがいいんじゃないと思います。

○柴崎議長 この図面は役所で見ているわけでしょう。道路安全課で見ているわけでしょう。

○事務局(青木) そうです。

○柴崎議長 それで中型と書いてあって、それで、そういう指示をしたわけだね。

○事務局(青木) はい。10メートルという長さで中型トラックという車両になります。

○柴崎議長 中型ロングとか、そういうのはないですか。

○事務局(青木) はい。中型でも大きい車種になります。

○加藤委員 これってできるのか、この外周りの寸法が記入されていないですが。

○柴崎議長 そこが書いていないですね。

○加藤委員 うん。計算すれば出るんだけど。

○事務局(青木) そうですね。

○柴崎議長 縦の長さ。確かに。

○加藤委員 30メートル、二十何メートルぐらいになるのかな。

○柴崎議長 一応書いてもらっておいたほうがいいですか。

○加藤委員 きちんと記入するよう気をつけてください。

○事務局(青木) きちんと記入してもらいます。

○柴崎議長 よろしいですか。

それでは、採決に移りたいと思います。

この議案が許可相当ということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

N委員に入ってください。

(N委員着席)



## ◎協議事項

### ①3月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項1番、3月の農業委員会の日程について、事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 協議事項1、3月の農業委員会総会の日程についてですが、日にち限定で申し訳ありませんが、3月27日月曜日の午前9時半から、もしくは午後2時から、場所は第2委員会室でしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○柴崎議長 3月27日、1日だけですが、皆さん都合はどうでしょうか。

（「午後がいいです」「午後だね」の声あり）

○柴崎議長 午後ですか。3月27日の午後ということですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、午後2時からということでお願いします。

---

### ②その他

○柴崎議長 続きまして、協議事項2番、その他、事務局お願いします。

○事務局（高橋） その他は特にございません。

---

## ◎諸報告

### ①会長専決

○柴崎議長 では次に移りまして、諸報告、1番、会長専決。

○事務局（高橋） 諸報告1、会長専決ですが、今月の会長専決は、4条が4件、5条が8件となっております。

ただいま写真をお返ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

（写真回覧）

○柴崎議長 写真が回りましたが、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、会長専決は以上といたします。

---

## ②その他

○柴崎議長 続きまして、諸報告、その他、事務局お願いします。

○事務局（青木） その他の1点目なんですけれども、農業委員会選任の最終公表状況報告についてでございますけれども、本日お配りしました、A4横刷りの資料になっているんですけれども、こちらが農業委員会委員の推薦・応募状況（抜粋）というふうなつづりですけれども、推薦者が10人の公募者が2名という形で、最終的な応募状況となります。

2月に、選考委員会が開催されておりまして、その結果、推薦された方は、皆さん候補者になられまして、応募者から1番のTさんが候補者として選考された形になります。今後は、6月の議会に上程しまして、議会の同意を得た後、7月20日に任命式を行い、和光市農業委員会委員に任命されるという形になります。

説明は以上です。

○柴崎議長 選考の過程の説明をお願いします。

○事務局（青木） 選考の過程につきましては、選考委員会を設置いたしまして、加点方式で選考したような形でありまして、選考基準を設けて、項目をそれぞれ4つ設定しまして、そして配点して、50点満点という形で配点いたしました。一方で、基準の中で目途を定めまして、認定農業者を半分ぐらい、利害関係のない人を1人とする。女性と青年をおおむね3割選考する、入れるというふうな形で基準を定めておりまして、それに基づいて、採点結果も踏まえて選考したような形になります。

そして、選考委員会のそのメンバーなんですけれども、副市長をはじめとしまして、部長級の方11名と、あと外部の有識者を1名加えまして、12名のメンバーで選考いたしました。

○柴崎議長 農業委員会選任の最終公表状況報告についてなんですが、何か質問等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、その他、次、お願いします。

○事務局（渡辺） その他の2点目になりますが、本日、お手元に、2つの資料番号を入れた資料を配付させていただいております。資料1、資料2とお示ししたものになります。こちらは、先月、最後のその他のところでご説明させていただきました、和光市都市農業推進協議会の会議、総会等で使用いたしました資料をお配りさせていただいたものであります。

資料1につきましては、「和光市の農業」と題しまして、総会時に使用したものでありま

す。こちらにつきましては、都市農業推進協議会の委員、3年を任期としておるんですが、今年がちょうど任期の1年目になりまして、新たに委員になられた方もいらっしゃいましたので、和光市の農業の現状と申しますか、農業委員会の活動ですとか各種の取組について取りまとめた資料を配付いたしまして、ご説明させていただいております。そちらを今回お配りさせていただいております。農業委員会を含めまして、このような取組をやっていますということで、都市農業推進協議会の中でご説明をさせていただきました。

次に、資料の2番につきましては、これが、1月に開催いたしました都市農業推進協議会の会議の中で、29年度に取り組みたい内容につきまして協議会にお諮りをしたものです。継続的な取組としまして、木曜市、軽トラ市など、新たな取組としまして、農産物の利用促進ですとか、環境課が所管しております緑化まつりへの参加、また、新しい種の試験栽培等の取組について、こういったことを進めていきたいということで予定いたしまして、概略についてご承認をいただいた形です。

実際の29年度の事業計画につきましては、都市農業推進協議会の会長と今後協議をしながら進めまして、4月実施予定の総会の中で承認をいただきたいと考えております。

このような形で取り組んでいきたいと考えておりまして、これまで都市農業推進協議会の情報が、十分に委員の皆様にご説明できていなかった時期がありましたので、この辺の改善を図りまして、取組内容ですとか報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上になります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

都市農業推進協議会の情報が今まで流れなかったということですが、今回から報告してもらえるということで、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○事務局（高橋） 報告は以上となります。

○柴崎議長 それでは、ほかに委員の皆さんから何かあったらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、閉めます。

---

## ◎閉会

○柴崎議長 長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

今日は議案がたくさんあって時間がかかってしまいましたが、ありがとうございました。

それでは、第32回和光市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成29年 3月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員